

被災家屋等の自費解体・撤去に関する費用償還のご案内

令和8年9月

本制度は、令和8年熊本地震によって甚大な被害を受けた倒壊の恐れがある被災家屋等の所有者等が、被災家屋等の解体・撤去等を解体業者等と契約し、自らの費用をもって、その被災家屋等の解体・撤去等を既に完了した場合において、その要した費用を、市が基準の範囲内で所有者等に償還するものです。

1 償還の対象（以下の条件をすべて満たしている方は対象となります。）

■令和8年10月10日までに解体業者等と契約した方

家屋等全体を解体し、解体により生じた廃材を撤去・処理するために令和8年10月10日までに解体業者等と契約した方で、令和8年12月10日までに申請し、令和9年2月28日までに領収書等の必要書類を不備なく提出された方が対象となります。※必要書類が全て揃わない（解体が完了していない）時点でも申請は可能です。

また、公費解体を熊本市に申請し、家屋等全体を解体・撤去することを前提として家屋等の一部を自費解体した場合も対象となります。

■倒壊のおそれがある個人の家屋等、中小企業者の事業所等※

※「中小企業者の事業所等」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」等（これに準じる公益法人等を含む。）が所有する事業所や賃貸マンション等です。

「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」及び「半壊」と判定されたもの。り災証明書が発行されない建物や発行前に解体した家屋等についても申請は可能ですが、写真等により半壊以上相当か判断するため、償還の対象とならない場合があります。

2 申請予約・受付

◎申請日の事前予約

申請には事前予約が必要です。下記の窓口もしくは電話にてご予約ください。

■窓 口：城南まちづくりセンター、熊本市役所本庁舎7階

■電 話：熊本市公費解体プロジェクトチーム096-328-2430

■受付日時：平日 午前9時～午後5時

◎費用償還の申請受付

予約した日時に申請書類等をお持ちください。

■申請窓口：城南まちづくりセンター、熊本市役所本庁舎7階

■申請期限：令和8年12月10日（木）まで

※不足書類は2月28日（日）までに提出すること

※詳細は市ホームページにも記載がありますので、ご確認ください。

3 受付に必要な書類等（り災証明書があれば、発行手数料が減免になる証明書等もあります。）

① すべての申請者（中小企業者等を含む）が共通で必要な書類等

必要な書類等	備考
申請書	様式第1号
来られる方の身分証明書【原本】 （コピーをとってお返しします。）	・ 写真が付いていれば1種類 （運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） ・ 写真が付いていない健康保険証などは2種類 ※コピーをとってお返しします。
被災家屋等の「り災証明書」【原本】 （コピーをとってお返しします。）	※り災証明書が発行されない建物や、り災証明書の発行前に家屋等を解体した場合は不要。
解体した建物が特定できるもの	・ 登記されている場合は不要 （未登記の場合は、固定資産課税明細書等の建物の構造・面積が分かる書類の提出が必要） ※解体した建物の実面積が登記情報や固定資産情報の面積と異なる場合は、実面積が分かる資料（測量図及びその寸法が確認できる写真）が必要
被災家屋等の写真（現像したもの） 【カラーコピー可】	・ 解体前、解体中、解体後の写真 ・ 被災家屋等の全景写真 （自費解体した被災家屋等が特定できるもの） <u>※り災証明書が発行されない建物や、り災証明書の発行前に家屋等を解体した場合には、市が当該建物について半壊以上相当だと判断できる写真が必要です。</u>
見積書（内訳書）	工事の内訳が分かる資料
契約書	見積書（内訳書）、領収書と金額が一致していること
領収書	見積書（内訳書）、契約書と金額が一致していること
計量伝票やマニフェスト伝票	解体廃棄物を処分した伝票

② 代理人の方が手続を行う場合に追加でご用意いただく書類

申請者の委任状【原本】	様式第2号
申請者（委任者）の印鑑登録証明書【原本】	交付の日から3月以内のもの

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。

4 申請予約から費用償還までの流れ

① 「2 申請予約・受付」(1 ページ目) をご覧のうえ、申請日の予約をしてください。

② 「③受付に必要な書類等」(2 ページ目) をご覧のうえ、必要書類をそろえてください。

③ 予約した日時に必要書類を持参のうえ、予約した場所の申請窓口までお越しください。

※ 書類に不備等があった場合には、改めて再提出日時の予約と書類の再提出をご案内いたします。

④ 受付後、申請書類の審査を実施し、現地調査を行います。

※ り災証明書が発行されない建物や、り災証明書の発行前に解体した家屋等について、写真等により半壊以上相当と判断できない場合は費用を償還することができません。

⑤ 現地調査終了後、建築物の構造、延床面積などに応じて、熊本市の基準により償還額を算定します。

⑥ 市が償還額の決定通知書を発行しましたら、償還金請求書兼口座振込依頼書をご提出いただいたのち、市が償還額を振り込みます。

5 償還額の算定について

償還する額の上限は、熊本市が算定した額と申請者から解体業者への支払金額のいずれか低い方の額となります。

解体・撤去に要する費用(基準額)は基本的に次のように算定します。

解体・撤去した家屋等の延床面積 × 市が定める構造別単価

なお、家屋等の延床面積は、原則、固定資産評価証明書によります。

6 Q&A

問1 申請者は、被災家屋等の所有者に限るのか？

答1 解体業者等と契約を締結した方が申請者となります。

問2 解体工事業者等との契約書は作成していないが、対象となるか？

答2 令和8年10月10日までに解体業者等と契約を締結していたことが確認できる書類が必要です。

問3 解体工事が完了していないが、申請することはできるか？

答3 解体工事が完了していなくても申請は可能です。まずは令和8年12月10日までに申請書や契約書など、その時点で提出可能な必要書類等を全て提出してください。その上で、解体工事が完了しましたら、領収書やマニフェスト伝票等の必要書類を全て提出してください。

令和8年12月10日までに申請が無い場合及び令和9年2月28日までに必要書類が揃わない場合は、償還の対象となりません。

問4 解体した物（解体廃棄物）の処理費用も補助金の対象になりますか？

答4 対象となります。ただし、処理が適正に行われたことを確認する書類として、マニフェスト伝票などの計量伝票が必要です。

問5 被災家屋等の一部を危険除去のために、令和8年10月10日までに解体工事業者等と契約して解体・撤去したが対象となるのか？

答5 償還の対象は、被災家屋等の全体を解体・撤去した場合のみとなります。ただし、倒壊の危険があり、やむを得ず被災家屋等の一部を令和8年10月10日までに解体業者等と契約して解体し、その後、残りの部分の公費解体を熊本市に申請して実施した場合は対象となります。

問6 庭木・庭石や土間コンクリートの解体撤去費用についても対象となるのか？

答6 庭木・庭石の撤去費用は対象となりません。土間コンクリートは、家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き対象となりません。

問7 リ災証明書が発行されない家屋等の解体・撤去費用についても対象となるのか？

答7 空家、小屋、納屋、倉庫など、建築物であって、リ災証明書が発行されない家屋等については、解体前の建物の写真等により市が半壊以上相当か判断します。申請の際には、半壊以上相当であることが判断できる写真等※をお持ちください。

※屋根崩落、外壁亀裂、基礎破損、柱・梁の損傷、傾斜柱の傾きや基礎のひび割れ等

問8 増築したため、現状の延床面積と固定資産評価証明書の延床面積が異なるが、償還額はどのように算定するのか？

答8 原則として、固定資産評価証明書などの公的書類の延床面積に基づき算定します。ただし、測量した写真等により客観的に現状の延床面積が確認できる場合、この限りではありません。

問9 自費解体・撤去において、当該家屋等の残置物の片付け費用は対象となるのか？

答9 残置物については、災害により損傷するなど、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等は災害廃棄物とみなし、損壊家屋等の解体と併せて撤去する場合に限り、費用償還の対象となります。ただし、中小企業が所有する建物内にある残置物や設備機器は、原則として対象なりません。

お問合せ先

熊本市 廃棄物計画課 公費解体プロジェクトチーム

TEL：096-328-2430